

## 鳥取県告示第195号

熊本市を全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6においてその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加に関する事項
  - (1) 加入地方公共団体の名称  
熊本市
  - (2) 加入年月日  
平成24年4月1日
- 2 全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約の変更に関する事項
  - (1) 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約  
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。  
第3条第2号中「相模原市」の下に「、熊本市」を加える。  
第6条中「委員9人」を「委員10人」に改める。  
附 則
    - 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
    - 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第8条第1項の規定により平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。
  - (2) 西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約  
西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。  
第3条中「広島市及び岡山市」を「広島市、岡山市及び熊本市」に改める。  
第6条中「委員21人」を「委員22人」に改める。  
第17条第2項中「広島県及び岡山県」を「広島県、岡山県及び熊本県」に改め、「岡山市に」の下に「、熊本県にあっては熊本県知事及び熊本市長の協議により定めた割合をもって熊本県及び熊本市に」を加える。  
附 則  
この規約は、平成24年4月1日から施行する。